

■省エネ適判を受けた建築物の完了検査の手続について■

省エネ適判を受けた建築物は、建築基準法の完了検査時に省エネ基準に係る施工状況の検査を併せて行います。そのため、完了検査手数料が割り増しとなります。(弊社省エネ適判物件の場合 20%)

■完了検査について

- 完了検査申請書に記載する事項
申請書第二面【4.工事監理者】【ト. 工事と照合した設計図書】欄に確認申請に係る設計図書のほか、省エネ適判に要した設計図書 についても記載をお願いします。
- 完了検査申請時に提出をお願いする書類
 - **省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法・標準入力法）**
弊社 HP より DL できます。適合判定時に選択された計算法のものの提出をお願いします。
 - **建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書**
(軽微な変更がある場合。詳しくは下記表にて確認してください。)
- 完了検査申請時に提出または現場にてご準備頂きたい書類
(事前にご準備頂けると検査時間の短縮になりますのでご協力お願い致します。)
- **工事監理者が確認した書類（例：各設備機器の納入仕様書等の性能値が確認できる書類）**

■省エネ計画に変更が生じた場合

建築物の用途の変更等、計画の根本的な以下の変更は省エネ適判の計画変更の手続きが必要となります。変更後の工事の着手前に計画変更の提出が必要ですのでご注意願います。

- (a) 建築基準法上の用途の変更
- (b) モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- (c) 評価方法の変更（標準入力法⇔モデル建物法）

以上の計画の根本的な変更に該当しないものは軽微な変更となります。軽微な変更については以下の表でルートの確認をお願いします。

表

変更内容		完了検査に併せて提出する書類
ルート A	省エネ性能が向上する変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ● 変更内容が確認できる添付図書
ルート B	変更前の BEI が 0.9 以下で一定の範囲内で省エネ性能が低下する変更	
ルート C	再計算によって基準適合が明らかな変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ● 軽微変更該当証明書 (弊社に申請し交付を受けてください。手数料が別途かかります。) ● 変更内容が確認できる添付図書

※省エネ計画に変更が生じる場合は、早めにご相談ください。

完了検査は変更等について確認が終わってから検査にお伺いすることになりますので、上記変更等がある場合は、早目のご提出をお願い申し上げます。